

○国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科研究部長に関する規程

〔平成18年4月1日〕
規則第 36号

改正 平成20. 3. 1 19規則96 平成29. 3.16 28規則50

(設置)

第1条 国立大学法人埼玉大学大学院学則（平成16年4月1日規則第2号）第6条の5の規定に基づき、理工学研究科研究部に研究部長を置く。

2 前項の研究部長は、理工学研究科長をもって充てる。

(職務)

第2条 研究部長は、全学の方針及び研究科の運営方針に基づき、研究部の運営に係る事項を処理する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則96）

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成29. 3.16 28規則50）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。